

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

○一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4） 40床

当該病棟では、1日に10人以上の看護職員を配置しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・午前9時00分～午後5時00分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は6人以内です。
- ・午後5時00分～午前9時00分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は20人以内です。

○回復期リハビリテーション病棟入院基本料（回復期リハビリテーション入院料3） 40床

当該病棟では、1日に9人以上の看護職員と4人以上の看護補助者を配置しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・午前9時00分～午後5時00分まで
看護職員1人当たりの受持ち数は8人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は14人以内です。
- ・午後5時00分～午前9時00分まで
看護職員1人当たりの受持ち数は20人以内、看護補助者1人当たりの受持ち数は40人以内です。

【入院時食事療養に関する事項】

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。食事の提供は、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（朝食8時、昼食12時、夕食18時）、適温で提供しています。

【東海北陸厚生局長への届出事項】

○基本診療料

- ・一般病棟入院基本料4
- ・療養環境加算
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料3
- ・入院時食事療養（Ⅰ）/ 生活療養（Ⅰ）
- ・診療録管理体制加算2
- ・認知症ケア加算3
- ・データー提出加算
- ・総合評価加算
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・後発医薬品使用体制加算2
- ・医療DX推進体制整備加算

○特掲診療料

- ・CT撮影およびMRI撮影
- ・薬剤管理指導料
- ・がん治療連携指導料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・集団コミュニケーション療法
- ・麻酔管理料（Ⅰ）
- ・骨移植（軟骨移植術を含む）（自家培養軟骨移植術に限る）
- ・後縦靱帯骨化症手術（前方侵入によるもの）
- ・二次性骨折予防継続管理料1・2・3
- ・椎間板内酵素注入療法

○その他の届出

- ・酸素の購入単価
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料

【保険外負担に関する事項】

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費負担をお願いしています。

- 文書料 ○紙おむつ代
- 特別療養環境室料 1 日

一般病棟及び回復期リハビリテーション病棟の個室は以下の通りです。

区分	病室	設備内容	室料
特室（2 床）	一般病棟 ・ 416 号室	浴室・トイレ・洗面所・ソファーク ベッド	15,500 円
	回復期リハビリテーション病棟 ・ 316 号室	トイレ・洗面所	10,200 円
A 個室（6 床）	回復期リハビリテーション病棟 ・ 312 号室 ・ 313 号室 ・ 315 号室 一般病棟 ・ 412 号室 ・ 413 号室 ・ 415 号室	トイレ・洗面所	8,200 円
B 個室（4 床）	回復期リハビリテーション病棟 ・ 310 号室 ・ 311 号室 一般病棟 ・ 410 号室 ・ 411 号室	洗面所・ソファーク ベッド	7,200 円

●保険外負担に関しては、別紙掲示事項または保険外負担同意書をご参照下さい。

【明細書発行に関する事項】

医療の透明性や患者さんの情報提供を推進してゆく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【後発医薬品の使用について】

当院では、入院と外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に推進しています。

【患者相談窓口について】

当院では、患者相談窓口を設けており、医療ソーシャルワーカーや看護師がお話をお伺いし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り、解決に向けてのご支援をさせていただいております。

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について】

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体拘束最小化についての基準を満たしております。



（令和 7 年 8 月 1 日現在）